島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

（通則）

１．医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）及び補助金等交付規則（昭和３２年島根県規則第３２号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２．この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

（交付の対象）

３．この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（１）へき地診療所設備整備事業

平成１３年5月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、市町村等（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）の設備整備事業

（２）へき地巡回診療車（船）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業

ア．市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業

イ．県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業

（３）過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

（４）遠隔医療設備整備事業

平成１３年４月２６日医政発第４８４号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき、市町村等及び厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設等が行う遠隔医療設備整備事業

（５）へき地医療拠点病院設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

（６）離島等患者宿泊施設設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

（７）へき地患者輸送車(艇)整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業

ア．市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業

イ．県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は県知事の判断に基づき事

業を実施する病院及び診療所の開設者が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業

（８）分娩取扱施設設備整備事業

平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う分娩取扱施設設備整備事業

（９）解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき、市町村等、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

(10) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成３０年３月３０日医政発０３３０第６号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、市町村等、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

（交付額の算定方法）

４．この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア　次の表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率	６下限額
へき地診療所	医療機器整備費	１か所当たり 16,500 千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	２分の１	１品につき 250,000 円
へき地巡回診療車（船）	巡回診療車	１台当たり 1,426 千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	２分の２ （ただし、３.（２）アに該当するものにあっては ２分の１）	－
	巡回診療用雪上車	１台当たり 4,241 千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		－
	巡回診療船	１隻当たり 9,081 千円 （中型の場合は １隻につき 24,982 千円）	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		－

過定疎診地療域所等設特備	医療機器整備費	１か所当たり 16,500 千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器整備費	４分の３	１品につき 75,000 円
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	１か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 １　遠隔病理診断 (1)支援側医療機関 4,598 千円 (2)依頼側医療機関 14,198 千円 ２　遠隔画像診断及び助言 (1)支援側医療機関 16,390 千円 (2)依頼側医療機関 14,855 千円 ３　遠隔手術指導 5,580 千円 ４　オンライン診療装置 2,660 千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	２分の１	１か所につき 150,000 円
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	１か所当たり 55,000 千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	２分の２	１品につき 500,000 円
	歯科医療機器等整備費	１か所当たり 27,500 千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		１品につき 100,000 円

離島等患者宿泊施設	初度設備費	１室当たり 233 千円 （ただし８室を 上限とする。）	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	３分の２	－
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1)マイクロバスの場合 １台当たり 2,829 千円 (2)ワゴン車の場合 １台当たり 1,474 千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	２分の２ （ただし、３.（７）アに該当するものにあっては ２分の１）	－
	患者輸送艇	１隻当たり 10,198 千円	患者輸送艇購入費		
	患者輸送用雪上車	１台当たり 8,543 千円	患者輸送用雪上車購入費		
分娩取扱施設	医療機器整備費	１か所当たり 17,035 千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	２分の１	１品につき 100,000 円
解剖・死亡時画像診断等設備	医療機器等整備費	１か所当たり １　死亡時画像診断室整備の場合 37,180 千円 ２　解剖室等設備の場合 53,700 千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	２分の１	－
実践的手術手技向上研修実施機関	医療機器等整備費	１か所当たり 71,191 千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	２分の１	－

（交付決定の下限）

５．３の事業について、４により１品又は１か所につき算出された額が、４の表の第６欄に定める下限額に満たない設備には、交付決定を行わないものとする。

（交付の条件）

６．この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の１０％以内の変更を除く。）を要する場合は、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

（２）事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに県知事に報告しその指示を受けなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円（民間団体にあっては３０万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保し、又は廃棄してはならない。

（６）県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第１号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第４号様式により速やかに県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 市町村が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（９）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、（１）から（４）、（６）及び（９）中「県知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、（５）中「県知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、（９）中「第４号様式」とあるのは「第５号様式」と読み替えるものとする。

(12) (11) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(14) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

７．この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）補助事業者は、第２号様式による申請書を別途定める期日までに、県知事に提出して行うものとする。

（２）申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

８．この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、７に定める申請手続に従い、毎年度１月１０日までに行うものとする。

（概算払）

９．この補助金は、県知事が必要と認めた場合は概算払することができる。

（実績報告）

10．この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）補助事業者は、事業完了後１か月以内（６の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月以内）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに第３号様式による報告書を県知事に提出して行わなければならない。

（２）７に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告

を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

11. 県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

（県内中小企業への配慮）

12. この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（その他）

13. 特別の事情により４、７、８及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

１．この要綱は、平成６年４月１日から適用する。
２．昭和６０年１月２３日医第１００号「島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱」は廃止する。
３．平成５年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成７年４月１日から適用する。
２．平成６年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成８年４月１日から適用する。
２．平成７年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成９年４月１日から適用する。
２．平成８年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１０年４月１日から適用する。
２．平成９年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１１年４月１日から適用する。
２．平成１０年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１２年３月１０日から適用する。
２．平成１０年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１２年４月１日から適用する。
２．平成１１年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１３年３月１３日から適用する。
２．平成１２年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１３年４月１日から適用する。
２．平成１２年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。
２．平成１３年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。
２．平成１４年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１６年４月１日から適用する。
２．平成１５年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。
２．平成１８年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

１．この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。
２．平成２０年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。
２．平成２１年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。
２．平成２４年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
１．この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。
２．平成２５年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（平成２７年８月３１日医第６３８号）
１．この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。
２．平成２６年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（平成２９年９月１日医第９２７号）
１．この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。
２．平成２８年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和元年８月２１日医第７４５号）
１．この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。
２．平成３０年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和２年１１月１６日医第１４８５号）
１．この要綱は、令和２年４月１日から適用する。
２．令和元年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和４年１月１８日医第１３９９号）
１．この要綱は、令和３年４月１日から適用する。
２．令和２年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和５年１月３１日医第１２９３号）
１．この要綱は、令和４年４月１日から適用する。
２．令和３年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和５年２月１５日医第１７４３号）
１．この要綱は、令和４年４月１日から適用する。
２．令和３年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和５年１１月２０日医第１１３４号）
１．この要綱は、令和５年４月１日から適用する。
２．令和４年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和６年１１月２５日医第１０４３号）
１．この要綱は、令和６年４月１日から適用する。
２．令和５年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和７年１１月１２日医第１０６６号）
１．この要綱は、令和７年４月１日から適用する。
２．令和６年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。
（令和８年１１月２日医第１０１８号）
１．この要綱は、令和８年４月１日から適用する。
２．令和７年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。